

組合員種別変更に伴う共済組合長期掛金の調整等の事務処理について（通達）

昭和45年4月22日
陸幕厚第43号

改正 昭和61年7月7日陸幕厚第52号
平成19年1月9日陸幕法第1号
平成19年3月28日陸幕法第61号
平成30年3月14日陸幕法第104号

陸上総隊司令官
各方面總監 殿
各部隊長
各機関の長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規33）

組合員種別変更に伴う共済組合長期掛金の調整等の事務処理について
（通達）

標記について、下記により実施されたい。

なお、組合員種別の変更に伴う共済組合長期掛金の調達等の事務処理に関する通達（35.2.29陸幕発1第49号。例規33）及び組合員種別の変更に伴う長期掛金の調達等が行なわれる者が移動した場合の事務処理に関する通達（36.2.24陸幕発厚第40号・会第21号。例規33）は廃止する。

記

1 組合員種別の変更に関する通知

俸給支給機関の長（俸給支給機関の指定等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第9号）第1条及び俸給支給機関の指定等に関する達（陸上自衛隊達第21—8号）第1条に規定する各部隊等の長）は、当該俸給支給機関に所属する隊員に昇任、転官、その他の人事措置に伴い、次の各号の一に該当する者があるときは、長期掛金の調整を必要とするので、当該者の連名簿（別紙第1）を作成し、当該共済組合支部長あてに通知するものとする。

- (1) 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 36 条第 1 項の規定に基づき、2 年又は 3 年の任用期間を定めて任用されている士長以下の自衛官（以下「任期制自衛官」という。）が 3 曹以上の自衛官に昇任又は任用され、あるいは事務官等に採用されたとき等任期制自衛官が任期制自衛官以外の自衛官（以下「非任期制自衛官」という。）となり、又は自衛官以外の防衛省職員に引き続き採用された場合。ただし、任期制自衛官が退職又は、死亡の際に同日付をもって、3 曹以上の自衛官に昇任した場合を除く。
- (2) 自衛隊生徒が自衛隊生徒の任用等に関する訓令（昭和 30 年防衛庁訓令第 51 号）第 8 条の規定に基づき、その指定を取り消されたとき等、非任期制自衛官が任期制自衛官となった場合。ただし、3 曹以上の自衛官が自衛隊法第 42 条又は第 46 条の規定に基づき士長以下の自衛官に降任された場合を除く。

2 組合員種別の変更に伴う掛金の徴収

俸給支給機関の長は、組合員種別の変更に伴い長期掛金の追徴を要するため当該共済組合支部長から「組合員種別の変更に伴う長期掛金調整通知書」の送付を受けたときは、その追徴額を次の各号により、給与等支給の際、給与等から控除（各月並びに期末手当・勤勉手当からの控除は各々均等とし、端数金額は最初の月において調整）するものとする。

- (1) 俸給支給時に分割して徴収する（3 年以内）。
- (2) 俸給支給時並びに 6 月及び 12 月の期末手当・勤勉手当の支給時に分割して徴収する（3 年以内）。
- (3) 全額を一括して徴収する。

3 組合員種別変更調整該当者が移動した場合の徴収

俸給支給機関の長は、共済組合支部長から長期掛金調整額控除依頼書（別紙第 2）の送付を受けた場合は、当該依頼書に基づき給与支給の際、給与から控除されたい。

別紙第1

発 簡 番 号

年 月 日

防衛省共済組合〇〇支部長 殿

俸給支給機関の長 印

組合員種別変更について（通知）

このたび、下記のとおり人事発令があったので通知する。

整理 番号	組合員種別変更 に係る発令事項	氏 名	変更理由 発生年月日	俸給発令の経過		
				発令年月 日	発令号俸	俸給月額

別紙第2

防共〇〇支隊第 号

年 月 日

(俸給支給機関の長) 殿

防衛省共済組合

〇〇支部長 印

長期掛金調整額控除依頼書

このたび当支部へ転入した下記の組合員の長期掛金調整額を給与支給の際、給与から控除されたく依頼する。

記

階	級	氏	名	備	考

添付書類：組合員種別変更に伴う長期掛金調整通知書（写）